共生社会システム研究 (英文名 “*Kyosei* Studies”) 投稿規定

1. 投稿は原則として本会会員に限り (著者が複数の場合は，少なくとも筆頭著者が会員であること), 投稿年度の会費が納入済みであることを条件とする。
2. 本誌は共生社会システム学のあらゆる領域に関わる原稿を受け付ける。投稿原稿は，当学会の趣旨に合致したものであること。
3. 投稿原稿の種別は，1)論文，2) 資料，3) 短報，4) 研究ノート，5) 研究動向，6) 総説，7) 書評とする。2)〜6)の内容は以下の通りである。

 2) 資料：学会員の研究に資するための事例・データの紹介
 3) 短報：調査結果等の報告
 4) 研究ノート：論文に至る前の中間的な考察
 5) 研究動向：個々の研究分野における研究動向の概説
 6) 総説：個々の研究分野における政策動向の概説

 この他に編集担当理事・編集委員による企画等があり，会員の企画も受け付ける。
4. すべての投稿原稿は査読に付される。採否は編集委員会が決定する。
5. 改稿を求められた日より 1 ヶ月を超えて改稿論文の提出がない場合には，原則として，当該の論文が取り下げられたものとみなす。
6. 専門分野の異なる読者にも理解できるように原稿は平易に書かれること。
7. 書評以外の投稿の際には，投稿票を作成して添付する。
8. 投稿原稿及び投稿票は，共生社会システム学会のウェブサイトにて公開されている書式ファイル (manuscript_template.docx および application_template.docx)をそのまま用いて，執筆要領に従い作成すること。
9. 投稿原稿および投稿票は，学会ニュースレターにて指定された期日までに，編集委員長のメールアドレス宛てに送信する。
10. 著者校正は初校のみとする。
11. 1)〜4)の掲載が決定した場合は，正会員には 10,000 円，学生会員には 5,000 円をそれぞれ徴収する。なお規定枚数を超えた原稿については，本誌 1 ページあたり 5,000 円の超過金を徴収する。
12. 掲載原稿の別刷（紙媒体）は作成しない。別刷を必要とする投稿者は，ウェブサイトに掲載されている PDF を各自ダウンロードし，印刷するものとする。
13. 著作物の著作権は本誌に採用された時点から共生社会システム学会に帰属する。著者本人が転載等をする際には編集委員長まで届け出ること。著者本人以外による転載については，本学会に申請し許可を得ることが必要である。
14. 本誌に掲載された著作物の全文または一部を電子化し，コンピュータネットワーク上において公開することがある。
15. 本規定は，2006 年 10 月 7 日より実施する。（一部変更 2008 年 7 月 26 日／2013 年 3 月 1 日／2015 年 5 月 21 日／2017 年 2 月 3 日／2019 年 1 月 29 日／2022 年 4 月 13 日／2024 年 12 月 26 日／2026 年 10 月 29 日）

■投稿を含む編集上の連絡先:
『共生社会システム研究』編集委員長　大倉　茂
Mail：ohkura☆go.tuat.ac.jp （☆を@に変えて送信のこと）